

入浴施設におけるレジオネラ症の発生

1 概要

令和4年3月29日に市外医療機関より所管行政庁あてレジオネラ症の発生届出があり、同日、本市あて市内入浴施設を利用している旨の情報提供がありました。

また、3月28日に別の市外医療機関より所管行政庁あて別患者のレジオネラ症発生届出があり、3月31日に本市あて、市内入浴施設を利用している旨の情報提供があり、一人目の患者と同一施設であることが判明しました。

当該施設について健康科学研究所において浴槽水等の検査を実施したところ、入浴施設由来の菌株と患者由来の菌株について遺伝子型の一致並びに全ゲノム解析の結果同一性を確認したことから、当該施設を原因施設と判断し、同施設に対して4月14日に「公衆浴場法」に基づき、「本市が管理方法の改善及びレジオネラ属菌の不検出を確認するまで」の間、営業停止を命じました。当該施設は4月1日より利用を停止しています。

レジオネラ菌を原因として、原因施設を特定して行政処分を行うのは初めてです。

なお、患者の内1名はレジオネラ肺炎にて死亡されたとの報告を受けています。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方に心よりお悔み申し上げます。

2 経緯

(1) 令和4年3月28日（月曜）及び3月29日（火曜）付けでそれぞれ1名合計2名の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づくレジオネラ症発生の届出があり、当該患者2名の調査の結果、2名とも令和4年3月18日から20日までの間に公衆浴場「かんぼの宿 有馬」（神戸市北区有馬町1617-1）を利用していることが判明しました。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

レジオネラ症は四類感染症として分類され、診断した医師は、直ちに保健所に届け出ることが規定されています。

(2) 本市は、3月31日（木曜）、4月1日（金曜）に上記施設の立入検査を実施し、衛生管理状況や設備の確認を行うとともに浴槽水等の検体の採取を行いました。併せて営業者に対し、設備等の清掃消毒の実施及び安全が確認できるまで施設の使用を自粛するよう指導しました。

(3) 4月13日（水曜）、入浴施設由来の菌株と患者由来の菌株について、両者の遺伝子型が一致したこと、及び全ゲノム解析の結果同一性を確認したことから当該施設を原因施設と判断しました。

(4) 4月14日（木曜）、「公衆浴場法」に基づき、施設に対して本市が管理方法の改善及びレジオネラ属菌の不検出を確認するまでの間、営業停止を命じました。

3 患者の状況

2名（いずれも男性 70 才代） 1 名が死亡、 1 名が通院加療中。
住所別：兵庫県内（神戸市外）

4 処分内容

（1） 処分対象者

- ①施設名 かんぽの宿 有馬
- ②施設所在地 神戸市北区有馬町 1 6 1 7 - 1
- ③営業者 日本郵政株式会社 代表取締役社長 増田 寛也
- ④営業許可の種類 その他の公衆浴場

（2） 処分の根拠

公衆浴場法第 7 条第 1 項の規定に基づく営業停止命令

（3） 営業停止期間

令和 4 年 4 月 14 日から 本市が管理方法の改善及びレジオネラ属菌の不検出を確認するまでの間

5 その他

営業者から設備等の清掃消毒を実施した旨の報告を受け、4 月 12 日（火曜）に再度、浴場水等の採取を行い、検査を実施中です。

《レジオネラ菌について》

- （1） 土壌や河川、湖沼など自然界に広く生息している細菌。
- （2） レジオネラ属菌を含んだエアロゾル（微小な液体飛沫）や、土壌の粉塵の吸入が主な感染経路。冷却塔、入浴施設、建設現場等で使用される機械、園芸・農業等に関連した症例や集団発生の報告がある。
- （3） 循環式浴槽、ジャグジー、加湿器、冷却塔などの人工的な水循環設備で、衛生的な維持管理が行われていないと設備内のいわゆる「ぬめり」の部分で増殖する可能性がある。
- （4） 20℃から 50℃で増殖し、36℃前後が最も増殖に適した温度と言われている。
- （5） 人から人への感染はない。レジオネラ肺炎は市中肺炎の約 5%を占め、潜伏期は 2～10 日。高齢者や既往症のある方の場合、重症化し死亡に至る場合もある。